

令和5年 第2回

香川県後期高齢者医療広域連合議会（臨時会）

会 議 録

7月21日 開会

7月21日 閉会

令和5年第2回
香川県後期高齢者医療広域連合議会（臨時会）会議録
7月21日（金曜日）

香川県後期高齢者医療広域連合告示第23号

令和5年第2回香川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を次のとおり招集する

令和5年7月11日

香川県後期高齢者医療広域連合長 大西 秀人

記

- 1 日 時 令和5年7月21日（金） 午前11時
2 場 所 香川県自治会館 7階 会議室

午前11時0分 開会

出席議員 19名

1番 坂下且人
2番 中西俊介
3番 佐藤好邦
4番 大山高子
5番 中村順一
7番 加藤正員
8番 茨智仁
9番 金崎大和
10番 篠原和代
11番 八木弘

12番 渡邊堅次
14番 福本耕太
15番 三木卓
16番 富田修司
17番 井下良雄
18番 宮本隆
19番 河野雅廣
21番 古川幸義
22番 白川皆男

欠席議員 3名

6番 川田匡文
13番 浜口恭行

20番 眞鍋籌男

出席関係者

広域連合長 大西秀人
副広域連合長 大山茂樹
副広域連合長 谷川俊博
事務局長 合田磨
事業課長 高木和弘
事業課資格管理・保険料
グループリーダー 川淵元裕

事業課給付第一
グループリーダー 松田祐季
事業課保健事業
グループリーダー 桑原利枝
議会事務局長 北村研二
議会事務局次長 高田章弘
議会事務局書記 宮脇公男

議 事 日 程

(仮議席の指定)

日程第1 議長の選挙

日程第2 議席の指定

日程第3 会期決定について

日程第4 会議録署名議員指名について

日程第5 副議長の選挙

諸般の報告

日程第6 議案第11号 専決処分の承認について(香川県後期高齢者医療広域連合
個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

(提案説明・質疑・討論・採決)

日程第7 議案第12号 香川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について(議
会選出の監査委員)

(提案説明・質疑・討論・採決)

本日の会議に付した事件

仮議席の指定

日程第1 議長の選挙

日程第2 議席の指定

日程第3 会期決定について

日程第4 会議録署名議員指名について

日程第5 副議長の選挙

諸般の報告

日程第6 議案第11号

日程第7 議案第12号

○議会事務局長(北村研二君) 開会に先立ちまして一言申し上げます。

去る4月に行われました統一地方選挙等に伴いまして、本広域連合議会においては、議員定数22名中、13名の議員が新たに選出されましたが、一方で議長及び副議長が共

に欠けております。したがって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなります。出席議員中、まんのう町議会選出の白川皆男議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

- 臨時議長（白川皆男君） ただいま御紹介をいただきました白川皆男でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしく願い申し上げます。

これより令和5年第2回香川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。



仮議席の指定

- 臨時議長（白川皆男君） この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。本日の議事日程は、お手元に送付してあるとおりであります。



日程第1 議長の選挙

- 臨時議長（白川皆男君） まず、日程第1 議長の選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（白川皆男君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長（白川皆男君） 御異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

議長に中村順一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長において指名いたしました中村順一君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（白川皆男君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中村順一君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました中村順一君が議長におられますので、本席から当選の告知をいたします。

○5番（中村順一君） 議長 —— 5番。

○臨時議長（白川皆男君） 5番 中村順一君。

〔5番（中村順一君）登壇〕

○5番（中村順一君） 議長就任に際しまして、一言、御挨拶を申し上げます。

ただいま議員の皆様方の御推挙をいただきまして、議長の重責を担うこととなりました中村順一でございます。身に余る光栄と存じますとともに、その責任の重さを痛感しているところでございます。

さて、後期高齢者医療制度は、高齢者医療を社会全体で支えるという観点に立ち、平成20年4月に創設された制度でございまして、制度発足から15年が経過し、後期高齢者の方々に対し必要な医療を安定的に提供するための医療保険制度として、これまで広く定着してきたところでございます。

しかしながら、急速な高齢化の進展に伴う被保険者数の増大により、医療費の増大傾向が続く中で、事業運営は年々厳しさを増しております。

今後、2025年に向けて、団塊の世代が後期高齢者となってまいりますことから、医療費はますます増大していくと見込まれておりまして、本制度が、将来にわたって安定的にその機能を維持していくためには、適切な制度の運営と医療費適正化の取組が一層、重要になるものと存じております。

私といたしましては、本広域連合議会が住民の負託に応えることができるよう、円滑で公正な議会運営に誠心誠意努めてまいりたいと存じます。

議員皆様方には、より一層の御協力を賜りますとともに、大西広域連合長を初め、関係皆様方の更なる御支援をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、議長就任の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○臨時議長（白川皆男君） 以上で、臨時議長としての職務を終了させていただきますので、議長と交代をさせていただきます。

皆様の御協力を得まして、無事職務を果たすことができました。ありがとうございました。

それでは中村議長、議長席にお着き願います。

〔議長席 白川臨時議長にかわり中村議長が着席〕



日程第2 議席の指定

○議長（中村順一君） 次に、日程第2 議席の指定を行います。

冒頭に申し上げましたように、4月の統一地方選挙等に伴い、新たに選出されました13名の議員の議席を会議規則第4条第1項の規定により、議長においてそれぞれ指定いたします。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

事務局長。

〔議会事務局長（北村研二君）朗読〕

1番 坂下且人議員	2番 中西俊介議員
3番 佐藤好邦議員	4番 大山高子議員
5番 中村順一議員	8番 茨 智仁議員
9番 金崎大和議員	11番 八木 弘議員
12番 渡邊堅次議員	14番 福本耕太議員
16番 富田修司議員	17番 井下良雄議員
18番 宮本 隆議員	

○議長（中村順一君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたしました。



日程第3 会期日程について

○議長（中村順一君） 次に、日程第3 会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村順一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。



日程第4 会議録署名議員の指名について

○議長（中村順一君） 次に、日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において9番金崎大和君及び21番古川幸義君を指名いたします。



日程第5 副議長の選挙

○議長（中村順一君） 次に、日程第5 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村順一君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村順一君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に井下良雄君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました井下良雄君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村順一君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました井下良雄君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました井下良雄君が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

○17番（井下良雄君） 議長 —— 17番。

○議長（中村順一君） 17番 井下良雄君。

〔17番（井下良雄君）登壇〕

○17番（井下良雄君） 副議長就任に際しまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員の皆様方の御支持、御支援によりまして、引き続き、副議長に就任をさせていただきました井下良雄でございます。誠に身に余る光栄と存じます。厚くお礼を申し上げますとともに、その責務の重大さを痛感しているところでございます。

微力ではございますが、中村議長を補佐し、議会の円滑な運営に努めてまいりたいと存じております。

議員の皆様方はもとより、執行部並びに関係各位の皆様方の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。副議長就任に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）



諸般の報告

○議長（中村順一君） この際、諸般の報告をいたします。

上程案件に関する説明のため、広域連合長初め関係者の出席を求めておきましたので御報告申し上げます。

次に、職員に報告させます。

事務局長。

〔議会事務局長（北村研二君）議案第11号及び議案第12号の議案を朗読〕

○議長（中村順一君） 以上で諸般の報告を終わります。



日程第6 議案第11号

○議長（中村順一君） 次に、日程第6 議案第11号、専決処分の承認について香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君） それでは、本日の令和5年第2回香川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会に提出いたしました諸議案につきまして、その概要を説明申し上げます。

議案第11号「専決処分の承認について」でございますが、香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置を見直す必要が生じたため、香川県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の関係条文を早急に改正する必要が生じたので、去る3月20日に、同条例の一部改正について、専決処分を行ったことの承認を求めます。

以上、提出議案の概要を説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村順一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告はありません。よって、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、討論の通告はありません。よって、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

議案第11号専決処分の承認について香川県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正を採決いたします。

本案は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村順一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は、これを承認することに決定いたしました。



日程第7 議案第12号

○議長（中村順一君） 次に、日程第7 議案第12号、香川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

本件に関し、地方自治法第117条の除斥の規定により、宮本 隆君の退席を求めます。

〔18 番（宮本 隆君）除斥のため退場〕

○議長（中村順一君） 広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君） 議案第 12 号、「香川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」でございますが、香川県後期高齢者医療広域連合規約第 16 条第 2 項の規定により、広域連合議会議員のうちから選任されておりました、宮本 隆氏が、去る 4 月 29 日、議員の任期が満了となったことに伴い、欠員となっておりますので、後任の監査委員として、引き続き、宮本 隆氏を選任いたしたいと存じます。

以上、人事案件について説明申し上げましたが、何とぞ、満場の御賛同を賜りますよう、特にお願ひ申し上げます。

○議長（中村順一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告はありません。よって、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

14 番 福本耕太君。

○14 番（福本耕太君） 監査委員の選出については、2017 年の地方自治法 196 条の改正により「議員のうちから監査委員を選出するか、しないか」は、各自治体の判断により選択ができるようになりました。

私は、今回の法改正の趣旨を踏まえて監査制度と議会の関係性について考えた結果、監査委員と議会の監視機能における役割分担を考えれば、監査委員は専門性のある識見監査委員のみで構成された監査に委ねることが望ましいと考えます。識見監査委員のみでの監査は、専門性と独立性が発揮され、監査機能の充実強化が図られます。一方、議会は議会としての監査に集中し、議会の機能強化を図るべきであると考えます。以上が、監査委員を議会から選出することに反対する理由です。以上で討論を終わります。

○議長（中村順一君） 以上で通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより議案第 12 号香川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを採決いたします。

香川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任については、これに同意することに賛

成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長（中村順一君） 起立多数であります。よって、議案第12号は、これに同意することに決定しました。

〔18番（宮本 隆君）入場〕

○議長（中村順一君） 以上で今期臨時会の全日程を終わりました。

この際、広域連合長から挨拶の申し出がありますので、これを受けることにいたします。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）

お許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

始めに、本広域連合議会臨時会に提出いたしました諸議案につきまして、御議決を賜りましたこと、誠にありがとうございました。

私は、5月の広域連合長選挙におきまして県内の市長、町長の皆様方の御支持により、引き続き、広域連合長に就任をさせていただきました。改めまして、その重責を痛感するとともに、これまでも増して誠心誠意、その任務に当たりたいとの決意を強くしているところでございます。

さて、去る5月12日、現役世代の負担の軽減を主眼とした「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、同月19日に公布されたところでございます。改正法では、全世代型の社会保障を構築する医療保険制度改革の一環として、後期高齢者医療制度の医療給付費における高齢者負担率を見直し、負担能力のある後期高齢者の保険料を引き上げるほか、出産一時金の引上げに伴い、費用の一部を後期高齢者医療制度が支援する仕組みを導入することなどが定められております。

このような中、後期高齢者医療制度におきましては、今年度が、令和6・7年度の保険料率改定に向けての改定作業の年となっております。この度成立しました改正法を受け、現役世代の負担を軽減する観点からの様々な制度改正が実施される中での改定となりますが、私といたしましては、保険料率の改定が後期高齢者の生活へ及ぼす影響を適切に見極めてまいるとともに、現役世代の負担軽減にも意を用いてまいりたいと存じま

す。

今後におきましても、本広域連合といたしましては、国や県、各市町など関係機関と緊密に連携を図りながら、後期高齢者医療制度の効果的かつ円滑な事業運営に努めてまいりたいと存じます。

どうか議員の皆様におかれましては、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。(拍手)

○議長（中村順一君） これにて令和5年第2回香川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午前11時30分 閉会

会議録署名議員

臨時議長 白川 皆男

議長 中村 順一

議員 金崎 大和

議員 古川 幸義